



メキシコにおける私文書の 第三者対抗要件について

KPMG in Mexico

本ニュースレターにおいては、メキシコにおける私文書の第三者対抗要件についてご紹介いたします。

メキシコ法人税法上、私文書に関する第三者対抗要件については特段明記がありませんが、私文書に関する第三者対抗要件について過去に最高裁判所による判例が示されています。したがって、今後メキシコ税務当局（“SAT”）が、法人税法上に規定はないものの実務上は当該最高裁判所による判例をベースに納税者に対して対応を行っていく可能性があります。よって、今後日系企業の皆様におかれましても何らかの対応が必要となる可能性も否定できないことから、本ニュースレターにおいてその概要を共有いたします。

また、本トピックに関してKPMGメキシコが発行しているスペイン語版のニュースレターもございますので、必要に応じてご参照ください。

スペイン語（原文）：[Requisito de “fecha cierta” en documentos privados](#)

メキシコにおける私文書の第三者対抗要件について

メキシコにおいて、例えば、法令上会社設立を第三者へ対抗するためには登記が必要となります。また、土地所有についても第三者へ対抗するためには登記が必要となります。

このように特定の取引については、法令上第三者対抗要件が定められていますが、例えば、法令上第三者対抗要件が特段定められていない企業が有する私文書全般に関しては、当該私文書に本人等の署名等があれば有効であると推定されるという考え方のもとに実務を行っていることが一般的に多いと思われれます。

その一方で、メキシコにおける過去の最高裁判所の判決において、私文書について第三者に対抗するためには当該私文書が“確定日付 (Fecha Cierta)”を有していることが必要であるという判例が示されました。すなわち、当該判例に従うとすると、例えば、納税者が税務コンプライアンスを遵守しているとSATに対して対抗するためには私文書が当該“確定日付”を有している必要があり、仮に当該“確定日付”がないと判断された場合、当該私文書が有効でない判断され、最悪のケースとして当該取引から生じている損金項目が全額否認されるような事態も起こり得ることが想定されます。

最高裁判所の判例によると、私文書が“確定日付”を有することとなるのは、以下のいずれかの時点であるとされています。

- 法務局 (Registro Público de la Propiedad y del Comercio del Estado) において登記された時点
- 公証人により公正証書が作成された時点

現状、SATが本判例を盾にして私文書に“確定日付”がないことをもって企業が有する私文書の有効性を否定し、損金否認を行うというような事例を実際に目にする機会はありませんが、徴税強化を図りたいSATが今後本判例をベースに私文書の有効性について指摘を行ってくる可能性もあり得ると考えられます。したがって、今後私文書の“確定日付”が、私文書の有効性をSATに対抗するためにメキシコで事業を行う企業が考慮しなければならない要素の1つとなる可能性があります。

一方で、企業が有する契約書等の私文書すべてに対して“確定日付”を取得することは、実務上非常に困難であると考えられますが、企業にとって重要な私文書については登記する等の対応を行うべきか検討することは、今後の税務リスクを回避するためにも検討すべきポイントの1つであると考えられます。

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

本ニュースレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所

東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx)

井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所

宮本 諭 (satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所

河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

本ニュースレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニュースレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされまよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。該当情報に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人（KPMG Cardenas Dosal, S.C.ならびにKPMGネットワークに属するメンバーファーム）は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニュースレターの著作権は当法人に属し、本ニュースレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。